

令和7年11月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	阪内川野球場の使用についてのお願い	息子が阪内川野球場で野球を習っています。木曜日16時半～18時半まで使用していますが、今の時期屋外ライトが無く、球が全く見えません。上手くなるために練習を頑張っているのにコーチが簡易ライトを用意してくれてますが、球が見えず、集めたり追いかけたりするのも大変。どうか、屋外ライトを付けていただきたいです。	当市には、9つの野球場及びソフトボール場があり、阪内川スポーツ公園多目的グラウンドについては軟式野球等で多くの方にご利用いただいています。グラウンドに照明が設置されていないことで、日没前後の練習にご不便をおかけしております。9つの野球場及びソフトボール場を含む市内の全てのスポーツ施設については、スポーツ施設長寿命化計画等に基づき施設整備を進めております。限られた予算で、より良い施設整備ができるよう努めておりますが、今回、いただいたご要望を参考に照明の設置が可能かどうか、グラウンドや周辺環境を含め引き続き研究してまいります。このたびは、貴重なご意見をありがとうございました。最後になりますが、気温の寒暖差の厳しい日々が続いておりますので、くれぐれもお身体をご自愛ください。	スポーツ課 電話:53-4402
2	市の集団検診について	毎年、市の検診を受けています。集団検診を利用することも多くあります。その際、検診会場に当日の担当医師名が明示されていたり、名札などついているのを見たことがありません。こちらで安心した状態で診ていただきたいので、「本日の担当医は〇〇病院 □□医師」というように目に付く所に貼るなどの対応をお願いしたいです。	松阪市の集団検診は、「三重県健康管理事業センターサンテ」と「松阪市健診センター ぴーす」に委託し実施しています。医師名の掲示につきましては、検診時に医師名を掲示することが義務付けられている明確な法規・指針がないため、各事業所とも検診時に医師名の掲示をしていない状況です。しかし、ご意見をいただきましたとおり、担当医師等の名前が明示されていることは、受診される方が「誰に診てもらっているのか」を認識でき、安心感につながるとも考えます。今後、いただきましたご意見を各事業所とも共有し、市民のみなさまに安心して受診していただけるよう、よりよい検診体制の整備につとめてまいりたいと思います。	健康づくり課 電話:31-1212
3	公用車の使用について	前橋市において、市長が帰宅時に私事先の立ち寄り、市役所近辺の商業施設に寄る為に使用したと報道されているが、松阪市の公用車の使用方法の見解を伺いたい。そして松阪市では、このような公用車の使用がないようにして欲しい。	本市では、公用車は市民の皆さまからお預かりしている大切な公有財産であるとの認識のもと、適正な管理・運用に努めております。公務以外での使用は一切認めておらず、所管課長等の承認のもと、業務目的・行先・運転者を明確にししたうえで運用しております。また、アルコールチェックを実施しております。市長車を含む全車両について、運行記録簿(データ又は紙)へ、日時・行先・走行距離・運転者などを記録し、定期監査時には、提出書類の一部として監査を受けております。万一、不適切な利用が疑われる事案を把握した場合は、速やかに事実関係を確認し、関係規定に基づき厳正に対処いたします。引き続き、適正な管理と安全運転に努めてまいります。このたびは、貴重なご意見をありがとうございました。行政運営へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	財務課 電話:53-4202

令和7年11月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	電話受付時間及び業務短縮の件について	今年度10月より電話受付時間及び業務時間がトータルで1時間短縮されましたが仕事をしている者にとっては非常に不便です。時短にした理由と今後改定される可能性はあるのかどうか教えて頂きたいと思えます	本市では、令和7年10月から市役所本庁舎、地域振興局、健康センターはるるといった施設における窓口受付及び電話受付の時間を午前9時から午後4時半までに変更させていただきました。これは、時間外勤務の常態化と非効率な業務体制の見直しや、集中対応による審査期間の短縮化、また受付時間の短縮により生じた時間を活用し、オンライン申請、コンビニ交付サービス、書かない窓口といったデジタル化・DXの一層の推進を図ることで、一層の市民サービスの向上を目指すといった理由で実施をさせていただいたものとなります。また、県内外の複数の自治体においても同種の取組みが既に実施されており、こういった先行自治体の運用状況を参考に本市も制度設計を進めました。今後は津市においても窓口・電話の受付時間の短縮が予定されており(令和8年2月開始予定)、このような取組みは昨今の社会情勢を受け、今後多くの自治体に広がっていくものではないかと考えております。しかしながら、お客様からの貴重なご意見は大切と考えており、いただいたご意見は今後の業務内容や対応の検討材料とさせていただきます。改定の可能性については現時点では未定ですが、実施状況や皆様からのご意見を踏まえながら継続的に見直しを行ってまいります。ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。市民の皆様にとってご不便をおかけしていることは承知しておりますが、限られた人員体制の中で持続可能な行政サービスを維持するための措置であることをご理解いただければ幸いです。引き続き、市民の皆様にとって利用しやすい窓口体制の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。	職員課 電話:53-4331